平成２６年（フ）第６４２号
埼玉県幸手市栄５番９―202号
債務者　宇井　咲子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４９号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目９番21―106号
債務者　石田比良志
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６６６号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区19棟403号
債務者　鈴木　利男
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９０号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷923
債務者　池澤　正仁
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
埼玉県春日部市緑町６丁目13番12号　ハイムＨＧ101号室
債務者　舟木　英俊
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
千葉県市原市八幡2054番地１　永島ハウス１号
債務者　西田　浩二
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７９号
千葉県市原市鶴舞1053番地９
債務者　鶴岡　直子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
千葉県香取郡多古町水戸1305番地１
債務者　林　　栄一
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
千葉県香取市下小川1483番地１
債務者　堀越　忠男
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第７０号
鳥取県鳥取市西品治794番地５
債務者　岸元たえ子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２５号
愛知県豊橋市飯村北２丁目23番地の10
債務者　大森　佳子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１２７号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下94番地13　102
債務者　戸澤　正之
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１３１号
愛知県新城市平井字道目木16番地　エルディム泉Ａ―203号、従前の住所愛知県新城市野田字大野田17番地５　コーポ浦野Ａ―２
債務者　千浦　　譲
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市富士見台１丁目13番地１　２―301
債務者　望月　宣彦
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２３２９号
大阪市福島区大開２丁目14番７号
債務者　海谷さつき（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８１７号
大阪府寝屋川市点野６丁目３番13―105号
債務者　三村　章文
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部